

市長記者会見記録

日時：2023年9月5日（火）14時00分～14時23分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

<内容>

【市政一般】

【司会】 ただいまより定例市長記者会見を始めます。

本日の議題は、市政一般となっております。

それでは、早速質疑に入りますが、進行につきましては幹事社の方によりしくお願いいたします。

《川崎鶴見臨港バスの自動運転バス実証実験について》

【日経（幹事社）】 すいません。日経新聞です。臨港バスさんが10月、自動運転の実験を始めます。運転士さん不足、あと既存の運転士さんの労務負担軽減が狙いだと思います。市長としての、まず期待と、運転士不足に悩まれているのは市バスさんも同様だと思うんですね。その点で、市バスも自動運転なり、新たな運転士確保策なり、どのように進めるか、お話をお伺いできれば。

【市長】 あれはレベル2。今回の実証実験レベル2という話になっていますけれども、やはりその実証から本当に早く実装する段階のものにしていかないと、日本の場合、実証ばかりでなかなか実装に行かないというのが言われている話でありますので、海外などでは、かなりレベル4に近いような話というのも聞いていますので、早くそういった条件がクリアできるように、近い将来、それが実現するように期待したいと思いますし、今回の実証は、そっちの方向に一日でも早くつながるように期待をさせていただきたいなと思っています。

運転手さん不足というのは、市バスもそうでありますけれども、世の中全体、足りていないという状況でもあるし、これからますます深刻になってきますので、自動運転技術には大いに期待したいと思います。

【日経（幹事社）】 ありがとうございます。

《差別に対する取組について》

【毎日（幹事社）】 幹事社、毎日です。すいません。1日で関東大震災から100年ということで、議会でも防災対策等について御説明されておりました。災害ということと同時に、震災発生後の流れ、在日朝鮮人であるとか、中国人であるとか、あるい

はそれ以外の方々に対する虐殺行為がいろんな場所で行われたということで、神奈川県内でも川崎を含め犠牲者が出ているという記録がございます。

で、関連した追悼イベント等が川崎でも1日以降行われておりますが、その中で上がっている声の一つが、当時の虐殺の背景になったと思われる差別意識というようなものというのは、今の日本にもかなり残っている、あるんじゃないかという懸念がありました。実際問題、川崎関連でも、市民に対するネット上の攻撃でありますとか、ヘイトスピーチと見られるものがあって、市のほうでも、そういった認定をして、削除要請、拡散防止措置を取っているという状況があります。そういったことを踏まえた上で、そういった悲劇から100年たって、川崎市としても、来年、市制100年、今後の100年に向けて、よりよいまちにしようという思いがあると思うんですが、そういった文脈の中で、差別について、どのような取組を先々すべきかと、悲劇を繰り返さないようにするにはどうしたらいいかという点についてお考えがあれば教えてください。

【市長】 そうですね。こういった災害のときというのは、その影響が一番弱いところに出てくる事象の一つとして、こういった差別による行為が行われたということは、関東大震災のところでも、これまた事実であると思いますし、本当に、もし、そういった大規模な災害が起きれば、外国人だけではなく、いろんなところに不満だとか不安の捌け口を求めたりするという行為は、これは歴史的にも繰り返されたことであると思っています。そういった意味で、いつも言っていることですがけれども、差別だとか偏見を生まないような土壌づくりというのが日常的に大事だということだと思っています。そのための、いつも言っていることですがけれども、教育だとか啓発だというのは絶え間なくやっていかなければならないものだと思っています。

【毎日（幹事社）】 ありがとうございます。

《JFE京浜地区土地利用方針等について》

【産経（幹事社）】 産経新聞と申します。8月31日にJFEスチールの跡地の土地利用方針が、パブコメを踏まえて策定という形になりました。方針自体は、川崎の次の100年に向けた道しるべという位置づけを掲げていらっしゃいますが、今回、この方針が策定されたことで、今後どういうふうにその跡地をうまく利用していこうかということ、どういうふうに考えていらっしゃるかという今後の進め方の意気込みなんかについて、所感をお願いします。

【市長】 JFEスチール、旧日本鋼管というのは川崎の産業を引っ張ってきたリーディングカンパニーであって、川崎の豊かさの源であった企業の一つだと思っていま

す。それが、この川崎約100年の歴史の中で高炉を休止するというのは、一つの産業の、川崎の産業の大きな転換期にもなり得るものだと思っています。

これから始まる、およそ400ヘクタールにも及ぶ大規模な土地利用転換というのは、川崎市が今まで経験したことのない土地利用転換になりますので、しっかりJFEとも連携、協力しながら、新しい産業を生み出す、そういった土地利用をしていかなくちゃいけないと思います。

特にエネルギーですとか、防災だとか、あるいは新しい産業を生み出すような、そういった川崎市域だけではなく、ある意味、首都圏、あるいは国全体をリードしていくような、そういう土地に転換していく。私たちには、そのミッションがあると思っています、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

【産経（幹事社）】 ありがとうございます。以上です。

【日経（幹事社）】 各社さん、どうぞ。

《多子世帯の保育料の減免について》

【東京】 すいません。東京新聞なんですけれども、昨日、議会のほうで多子減免の拡充を表明されましたけれども、6月の議会でも、阿部局長が、市としても不合理なものと考えて、ほかの政令市と連携して、国に対して年齢制限の撤廃呼びかけていくというお話もあった中で、今回、川崎市単独で拡充決められましたけれども、この今回の決断に至った経緯を改めて伺えますでしょうか。

【市長】 そうですね。今、御質問いただいたとおりですけれども、やはり国の今の基準というのは非常に不合理なものだと思っておりました。それは未就学児というものしか1人目にカウントしないということであったり、いわゆる施設が限定されていたりということがあって、実態に合っていないなということは思っておりましたけれども、それは大きな課題だとは思っていました。

一方で、こういうのは地域間格差なく、国一律でやるべきだという主張というのを、これまでも言ってきておまして、国に対しても、様々な機会を通じて訴えてまいりましたけれども、今回、国の戦略の中には盛り込まれなかったということがありまして、そういった意味で決断したということでもあります。

いろんな要因ありますけれども、東京都が今年の10月からですかね、という形で、第2子から無償という形の大きなかじを切るというのは、どの制度もそうなんですけれども、どうしても川崎は東京都と隣接している。多摩川を1本越えればということがあるので、東京の政策の影響を強く受ける自治体ということになります。これは同様に、東京に隣接している自治体というのは、どこの県でも、そのことは激しく受け

るので、横浜市との関係というのも大事なんですけれども、より東京との関係性というのが非常に深いという意味で、そこの隣のまちが大きくかじを切っている中で、川崎市が国基準のままというのは、川1本挟んで大きな制度の隔たりに出してしまうというのは、東京都ほどのものではありませんけれども、何とか近づけていきたいという思いがございました。

【東京】 市長も今おっしゃられたとおり、東京は10月から第2子から無償で、川崎は一步踏み出すといっても、やっぱり半額というところで、当事者の方にとっては、やはり大きいのかなと思うんですけれども、試算で24億円と8億円という数字も6月議会に出ていましたけれども、やはりこの8億円というのもなかなか難しいところではあると思うんですけれども、なかなか、やっぱり第2子半額というのは難しいところでしょうか。

【市長】 第2子無償ということですか。

【東京】 第2子無償まで踏み切るといえるのは。

【市長】 第2子無償まで踏み切ると、24億円という、またさらに巨額な額になるというふうなのは、いつもこれは皆さん思っておられると思うんですけれども、東京都と川崎市という基礎自治体が比べられると。東京都と神奈川県が比べられているわけではなくて。ですから、そういった意味でも、特別市だとか、この制度のいびつさというのをしっかり訴えていかなきゃいけないなと思っているわけです。

常に比べられるのは、基礎自治体の私たちと東京都という、あまりにも財政力が違うところと比べられるというのは非常に不合理だなと。そこの中で戦っていく。介護の世界でもそう、保育の世界でもそう、あらゆるところで、福祉の世界もそうですけれども、あらゆる加算というのが、東京があまりにも強くついているがために、かなりゆがめられているという部分があると思います。国のほうでも、こういったことをしっかり考えていただかないと、かなりいびつになってきていると。実情に合わせようとすると、どうしても自治体間で異なるものになってきてしまうというものを早く是正していただく必要があると思っています。そして、特別市を含め、仕組み自体を根本的に変えないと駄目だと思っています。

《市立小学校のプールにおける水の流出事故について》

【東京】 すいません。ちょっと話が変わりまして、稲田小の件、前回の会見の後、またちょっといろんな抗議が川崎市に大分数多く寄せられて、担当課の方など、電話を取るのも大分大変だったようなんですけれども、今回の、前回の会見の後に寄せられた意見に対する改めての受け止めに伺えたらと思うんですが。

【市長】 また口を開くと、いろんなことがあって言われるので、何となくあれですけども、会見の前は、かなり御批判の、求償することに対する批判の声一辺倒でありましたけれども、会見の後に、かなり賛同するという意見が、市の教育委員会の判断に対する賛同の声がかなり寄せられてきているということでもありますので、少ししっかりと丁寧に説明しなくちゃいけないのかなと思っています。

【東京】 ありがとうございます。

もっと突っ込む……。いや、もっと突っ込んだほうがいいのかなど。

【市長】 もっと突っ込むと、もっと何か余計なところで炎上するので。最近ネットニュース、怖いですね。

【東京】 ありがとうございます。

【市長】 はい。

【神奈川】 すいません。神奈川新聞です。プールの関連で、担当課に問い合わせますと、今回のミスした職員の行為に関して、重過失ではないと、だけど過失の程度は重いみたいな言い方をしているんですけども、関連する法律、例えば、国家賠償法ですとか地方自治法を見ますと、職員への賠償責任に関して、その行為が、故意、わざとの場合か、あるいは重大な過失がある場合に賠償請求できるという記載がありますけれども、それを踏まえると、今回、重過失ではないのに賠償請求をしているということに、多少妥当性に欠けるのではないかなと思うんですけども、その点はいかがですか。

【市長】 まず、これは教育委員会からでもいいですか。これを判断しているのは教育委員会の話ですので。

【教育委員会事務局】 教育委員会事務局でございます。

今回の損害賠償請求については、民法709条に基づき、故意または過失ということで要件に足りるかという検討をしております。

今、御質問があった件で、確かに国家賠償法の第1条第2項で、市が誰かに損害を与えた場合には、市が補填した場合、市からその職員に求償する場合は重過失が要件とされております。また、地方自治法243条の2の2という規定がありまして、職員の賠償責任という規定がございますが、その場合については、例えば、物品を常に扱う職員、例えば、財務会計の職員、常にお金を扱う職員については過失の要件では違うということで、それについては重過失を要件としていることとございます。今回については、その地方自治法の職員にも当たらないということで、民法709条、規定して判断したものでございまして、この件につきましては、過去、住民訴訟が何件

も出ておりました、それについても民法709条の規定で、過失に足りるかという判断を示しているところをごさしまして、そういった判例を参考にして、今回、過失には当然当たるという形で請求させていただいたものでございます。

以上です。

【神奈川】 今回、賠償請求する根拠になる法律はないということですよ。それはいいですよ。

【教育委員会事務局】 すいません。民法709条の要件で、不法行為の要件で。

【神奈川】 直接的に根拠になる、直接な根拠になる法律ではないですよ。それを踏まえて。

【教育委員会事務局】 まさに民法709条の規定で、故意または過失により損害を与えた場合には賠償する責任を任ずるという規定がございますので、その規定に該当するものとして請求したものでございます。

【神奈川】 民法というのは行政のトラブルに適用できるんですか。私人間のトラブルだけに適用するのが民法じゃないですか。

【教育委員会事務局】 今回の場合は適用できるものと解しておりました、そういった形で住民訴訟でも、その民法709条の故意または過失に当たるかという形で適用されることが判断されているというものを参考にしたものでございます。

【神奈川】 民法が適用。民法を適用して、民法に基づいて賠償請求しているということなんですか。

【教育委員会事務局】 ええ。そのとおりでございます。

【神奈川】 ちょっとごめんなさい、腑に落ちないです。民法は適用できるんですか。

【教育委員会事務局】 行政の関係は、全て公法。いわゆる公法ですかね。いわゆる自治法とか、そういった形で判断される領域と、私法、まさに民法とかが適用される領域とが混在している状況をごさしまして、今回については民法709条ということで問題ないかと判断しております。

【神奈川】 なるほど。分かりました。

【朝日】 すいません。関連で。市教委が判断して、市長はその意思決定に関しては決裁権者になるのでしょうか。

【市長】 いえ、違います。市教委が判断して、ただ、契約行為だとか、そういったものは、例えば、今回でいえば、水道料金の支払いみたい、歳出みたいなものというものは市長ということになりますので、私が請求するという行為になりますので、判断は市教育委員会で、請求者は私という形になるということになります。

【朝日】 じゃあ、民法適用と、この後、半額請求の案分も市教委の判断で、市長はそこには介在されていないという理解で。

【市長】 判断には介在していません。

【朝日】 ということでいいんですか。

【市長】 はい。

【毎日（幹事社）】 関連で。支払いは行われたのでしょうか。

【市長】 いや、まだ支払われていないということでもあります。

【毎日（幹事社）】 それは御本人。御本人というか、当事者、二方いらっしゃると思いますが。

【市長】 ん？

【毎日（幹事社）】 校長先生と当事者の先生と二方支払わなければならないということになっておられると思いますが、8月いっぱいまで支払ってくれというようなことをおっしゃっていたのかと思うんですけど、いまだに支払いがないというのは。

【市長】 ちょっと確認していいですか。

【教育委員会事務局】 教育委員会事務局からお答えさせていただきます。

納期限は9月末を設定しておりまして、そういった形で、まだ現時点では納付されていないということでございます。

【毎日（幹事社）】 先方は何か言っているんでしょうか。払えないとか高いとか。

【教育委員会事務局】 そういった話はお伺いしておりませんので。

【毎日（幹事社）】 特段反応はないということですか。

【教育委員会事務局】 はい。

【毎日（幹事社）】 ありがとうございます。

《JFE京浜地区土地利用方針等について》

【朝日】 すいません。JFEの土地利用方針についてなんですが、水深22メートルの栈橋など、かなり有用な施設があって、そこは今のところプライベートなんですけれども、今後、公共岸壁に転用や、あと土地の一部買取りなど、一応、案としてはお考えになっているのでしょうか。

【市長】 はい。まさに検討しているところであります。

【朝日】 大体、具体的なイメージとして、何年後ぐらいに。

【市長】 まず、2028年に、一部、先行地域のところは供用開始ということを目指すということですので、かなり急ピッチでやらないと、という形になりますね。

【朝日】 とりわけ港湾施設に関しては、公共バースへの転用も視野に検討を進めるという。

【市長】 それも含めて検討という形になります。

【朝日】 分かりました。

【読売】 読売新聞です。J F Eについて関連なんですけれども、16日に高炉休止となると思うんですけれども、休止に伴って多くの人たちが転職を余儀なくされたり、ほかの企業で働かないといけなくなったりするわけなんですけれども、休止に伴って、市のほうが受ける影響というのはどういうものかというのを改めて市長のほうから伺いたいですけれども。

【市長】 そうですね。雇用の影響というのを最小限に抑えるようにということで、川崎市も横浜、神奈川県、国を交えて対応に当たっておりますし、J F Eさん本体も、どうやって雇いを、このエリアで維持していくかということに相当努力をさせていただいておりますので、そういったことが、今、功を奏してきているのではないかなとは思っています。

ただ、様々な影響は出てくると思います。当然、これだけの大きな土地利用というのが休止するということになりますと、税収面でも影響というのは出てくると。短期的にでありますけれども、出てくるとは考えています。

【読売】 税収面で、具体的に市のほうで幾らとかというのは見通しとしては立っているのでしょうか。

【市長】 これは、いわゆる企業の法人の情報に関わる話ですので、幾ら税金を納めていただいているとかというのは、詳細には申し上げられない情報になるんですけれども、影響はあるとは思っています。

【読売】 ありがとうございます。

【市長】 その情報については把握しておりますけれども、公にできないということでございます。

【司会】 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして市長記者会見を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理した上で掲載しています。

(お問合せ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044（200）2355